新潟県

新潟県報

発　行　　新　潟　県
第 100 号
平成25年12月20日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則
67　新潟県森林組合法施行細則の一部を改正する規則（林政課）
告　　示
1450　漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
1451　土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
1452　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
1453　県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
1454　県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
1455　県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
1456　道路の区域変更（道路管理課）
1457　道路の区域変更（道路管理課）
1458　道路の供用開始（道路管理課）
1459　堤防と園路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）
1460　土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
1461　土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
病院局公告
一般競争入札の実施（病院局総務課）
公安委員会規則
16　新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）
17　新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）

規　　則

新潟県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月20日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第67号

新潟県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

新潟県森林組合法施行細則（昭和53年新潟県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（解散決議の認可申請） **第８条**　森林組合等は、法第83条第２項（法第100条第４項において準用する場合を含む。）又は法第108条の２第２項の規定により、解散決議の認可を受けようとするときは、別記第10号様式による申請書を知事に提出しなければならない。	（解散決議の認可申請） **第８条**　森林組合等は、法第83条第２項（法第100条第４項又は法第109条第５項において準用する場合を含む。）の規定により、解散決議の認可を受けようとするときは、別記第10号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
（解散の届出） **第９条**　森林組合等は、法第83条第５項（法第100条第４項において準用する場合を含む。）又は法第108条の２第５項の規定による解散の届出をしようとするときは、別記第11号様式による届出書を知事に提出しなければならない。	（解散の届出） **第９条**　森林組合等は、法第83条第５項（法第100条第４項又は法第109条第５項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出をしようとするときは、別記第11号様式による届出書を知事に提出しなければならない。
別記 **第１号様式**（第２条関係） 信託規程設定承認申請書 （略） 代表者の氏名　（略） （略）	**別記** **第１号様式**（第２条関係） 信託規程設定承認申請書 （略） 組合長　理事　氏　　名　（略） （略）
第２号様式（第２条関係） 信託規程変更（廃止）承認申請書 （略） 代表者の氏名　（略） （略） 注 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、記以下は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。	**第２号様式**（第２条関係） 信託規程変更（廃止）承認申請書 （略） 組合長　理事　氏　　名　（略） （略） 注 様式中の変更又は廃止のいずれか一方をまつ消して申請するものとし、記以下は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。
第３号様式（第３条関係） 共済規程設定承認申請書 （略） 代表者の氏名　（略） （略） 注 森林組合連合会が共済規程の設定の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連	**第３号様式**（第３条関係） 共済規程設定承認申請書 （略） 組合長　理事　氏　　名　（略） （略） 注 森林組合連合会が共済規程の設定の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連

合会」とし、「第19号第１項」を「第109条第１項において準用する同法第19条第１項」とすること。

第４号様式（第３条関係）

共済規程変更（廃止）承認申請書

（略）

代表者の氏名　（略）

（略）

注

１　様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。

２　森林組合連合会が共済規程の変更（廃止）の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第19条第３項」を「第109条第１項において準用する同法第19条第３項」とすること。

第５号様式（第４条関係）

林地処分事業実施規程設定承認申請書

（略）

代表者の氏名　（略）

（略）

注

森林組合連合会が林地処分事業実施規程の設定の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第24条第１項」を「第109条第１項において準用する同法第24条第１項」とすること。

第６号様式（第４条関係）

林地処分事業実施規程変更（廃止）承認申請書

（略）

代表者の氏名　（略）

（略）

注

１　様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。

２　森林組合連合会が林地処分事業実施規程の変更（廃止）の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第24条第３項」を「第109条第１項において準用する同法第24条第３項」とすること。

第７号様式（第５条関係）

林道事業分担金徴収認可申請書

（略）

合会」とし、「組合長」を「会長」とし、「第19号第１項」を「第109条第１項において準用する同法第19条第１項」とすること。

第４号様式（第３条関係）

共済規程変更（廃止）承認申請書

（略）

組合長　理事　氏　　名　（略）

（略）

注

１　様式中の変更又は廃止のいずれか一方をまつ消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。

２　森林組合連合会が共済規程の変更（廃止）の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「組合長」を「会長」とし、「第19条第３項」を「第109条第１項において準用する同法第19条第３項」とすること。

第５号様式（第４条関係）

林地処分事業実施規程設定承認申請書

（略）

組合長　理事　氏　　名　（略）

（略）

注

森林組合連合会が林地処分事業実施規程の設定の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「組合長」を「会長」とし、「第24条第１項」を「第109条第１項において準用する同法第24条第１項」とすること。

第６号様式（第４条関係）

林地処分事業実施規程変更（廃止）承認申請書

（略）

組合長　理事　氏　　名　（略）

（略）

注

１　様式中の変更又は廃止のいずれか一方をまつ消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。

２　森林組合連合会が林地処分事業実施規程の変更（廃止）の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「組合長」を「会長」とし、「第24条第３項」を「第109条第１項において準用する同法第24条第３項」とすること。

第７号様式（第５条関係）

林道事業分担金徴収認可申請書

（略）

代表者の氏名　(略)

(略)

注

森林組合連合会が林道事業の分担金徴収の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第25条第２項」を「第109条第１項において準用する同法第25条第２項」とすること。

第８号様式（第６条関係）

定款変更認可申請書

(略)

代表者の氏名　(略)

(略)

注

１　生産森林組合又は森林組合連合会が定款変更の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第61条第２項」を「第100条第２項において準用する同法第61条第２項」又は「第109条第３項において準用する同法第61条第２項」とすること。

２　(略)

第８号様式の２（第６条関係）

定款変更届

(略)

代表者の氏名　(略)

(略)

注

生産森林組合又は森林組合連合会が定款変更の届出をする場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第61条第４項」を「第100条第２項において準用する同法第61条第４項」又は「第109条第３項において準用する同法第61条第４項」とすること。

第10号様式（第８条関係）

解散決議認可申請書

(略)

代表者の氏名　(略)

(略)

注

生産森林組合又は森林組合連合会が解散決議の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第83条第２項」を「第100条第４項において準用する同法第83条第２項」又は「第108条の２第２項」

組合長　理事　氏　　名　(略)

(略)

注

森林組合連合会が林道事業の分担金徴収の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「組合長」を「会長」とし、「第25条第２項」を「第109条第１項において準用する同法第25条第２項」とすること。

第８号様式（第６条関係）

定款変更認可申請書

(略)

組合長　理事　氏　　名　(略)

(略)

注

１　生産森林組合又は森林組合連合会が定款変更の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第61条第２項」を「第100条第２項において準用する同法第61条第２項」又は「第109条第３項において準用する同法第61条第２項」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合長」を「会長」とすること。

２　(略)

第８号様式の２（第６条関係）

定款変更届

(略)

組合長　理事　氏　　名　(略)

(略)

注

生産森林組合又は森林組合連合会が定款変更の届出をする場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第61条第４項」を「第100条第２項において準用する同法第61条第４項」又は「第109条第３項において準用する同法第61条第４項」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合長」を「会長」とすること。

第10号様式（第８条関係）

解散決議認可申請書

(略)

組合長　理事　氏　　名　(略)

(略)

注

生産森林組合又は森林組合連合会が解散決議の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第83条第２項」を「第100条第４項において準用する同法第83条第２項」又は「第109条第５項におい

とすること。

第11号様式（第９条関係）

解散届

（略）

代表者の氏名　（略）

（略）

注

生産森林組合又は森林組合連合会が届出をする場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第83条第４項」を「第100条第４項において準用する同法第83条第４項」又は「第108条の２第１項第６号」、「第108条の２第１項第７号」若しくは「第108条の２第４項第３号」とするほか、生産森林組合の場合は、「同条第５項」を「同法第100条第４項において準用する同法第83条第５項」とすること。

第12号様式（その１）(第10条関係)

合併認可申請書

（略）

代表者の氏名　（略）

（略）

代表者の氏名　（略）

（略）

注

１　（略）

２　生産森林組合又は森林組合連合会が合併の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第84条第２項」を「第100条第４項において準用する同法第84条第２項」又は「第109条第５項において準用する同法第84条第２項」とし、「第66条第２項及び同法第67条第２項」を「第100条第２項において準用する同法第66条第２項及び同法第67条第２項」又は「第109条第３項において準用する同法第66条第２項及び同法第67条第２項」とすること。

３　（略）

第13号様式（第11条関係）

監査規程設定承認申請書

（略）

代表者の氏名　（略）

（略）

て準用する同法第83条第２項」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合長」を「会長」とすること。

第11号様式（第９条関係）

解散届

（略）

（届出人代表）

住所

職名　氏　名　（略）

（略）

注

生産森林組合又は森林組合連合会が届出をする場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第83条第４項」を「第100条第４項において準用する同法第83条第４項」又は「第109条第５項において準用する同法第83条第４項」とし、「同条第５項」を「同法第100条第４項において準用する同法第83条第５項」又は「同法第109条第５項において準用する同法第83条第５項」とすること。

第12号様式（その１）(第10条関係)

合併認可申請書

（略）

組合長　理事　氏　名　（略）

（略）

組合長　理事　氏　名　（略）

（略）

注

１　（略）

２　生産森林組合又は森林組合連合会が合併の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第84条第２項」を「第100条第４項において準用する同法第84条第２項」又は「第109条第５項において準用する同法第84条第２項」とし、「第66条第２項及び同法第67条第２項」を「第100条第２項において準用する同法第66条第２項及び同法第67条第２項」又は「第109条第３項において準用する同法第66条第２項及び同法第67条第２項」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合長」を「会長」とすること。

３　（略）

第13号様式（第11条関係）

監査規程設定承認申請書

（略）

会長　理事　氏　名　（略）

（略）

第14号様式（第11条関係） 監査規程変更（廃止）承認申請書 （略） 代表者の氏名　（略） （略） 注 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。	**第14号様式**（第11条関係） 監査規程変更（廃止）承認申請書 （略） 会長　理事　氏　名　（略） （略） 注 様式中の変更又は廃止のいずれか一方をまつ消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。
第17号様式（第14条関係） 登記完了届 （略） 代表者の氏名　（略） （略） 注 生産森林組合又は森林組合連合会が届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とすること。	**第17号様式**（第14条関係） 登記完了届 （略） 組合長　理事　氏　名　（略） （略） 注 生産森林組合又は森林組合連合会が届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合長」を「会長」とすること。
第18号様式（第15条関係） 総会（総代会）終了届 （略） 代表者の氏名　（略） （略） 注 生産森林組合又は森林組合連合会が届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とすること。	**第18号様式**（第15条関係） 総会（総代会）終了届 （略） 組合長　理事　氏　名　（略） （略） 注 生産森林組合又は森林組合連合会が届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合長」を「会長」とすること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

◎新潟県告示第1450号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成25年12月20日から平成26年１月３日まで縦覧に供する。

平成25年12月20日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合名称	縦覧場所

五十嵐浜	清水　功	新潟県新潟市西区五十嵐３の町東17番30号	新潟漁業協同組合	新潟漁業協同組合五十嵐浜支所
	清水　金一	新潟県新潟市西区五十嵐１の町6406番地22		
	古俣　勝	新潟県新潟市西区五十嵐２の町8804番地１		
寺泊	金田　一彌	新潟県長岡市寺泊田ノ尻679番地	寺泊漁業協同組合	寺泊漁業協同組合
	青木　仁夫	新潟県長岡市寺泊野積9736番地		
	石井　正門	新潟県長岡市寺泊野積4586番地		
聖籠	小菅　三郎	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜1651番地１	聖籠町漁業協同組合	聖籠町漁業協同組合
	島村　重春	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜1812番地35		
	平野　勝男	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜1623番地３		

◎新潟県告示第1451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新発田市の紫雲寺土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年12月20日

新潟県新発田地域振興局長

１　就　任

理事	新発田市真野原外1145番地	長谷川　央司（理事長）
〃	北蒲原郡聖籠町大字次第浜1812番地13	髙橋　捷造
〃	新発田市真野原外1050番地９	大沢　三千男
〃	〃　真野原2125番地	本間　正司
〃	〃　中野17番地２	嶋津　登美雄
〃	〃　稲荷岡2362番地	長谷川　智
〃	〃　下中沢1113番地３	神田　義勝
〃	〃　真中2139番地	高橋　　毅
〃	〃　南成田130番地	樺沢　隆明
〃	〃　片桐571番地	杉林　　武
監事	新発田市片桐203番地	瀧澤　佳春
〃	〃　長島62番地	笠原　昭栄
〃	〃　米子153番地	鈴木　壽男

就任年月日　平成25年12月２日

２　退　任

理事	新発田市真野原外1145番地	長谷川　央司（理事長）
〃	北蒲原郡聖籠町大字次第浜3111番地	田村　春満
〃	新発田市真野原外1050番地９	大沢　三千男
〃	〃　真野原2125番地	本間　正司
〃	〃　小川569番地	小野間　勤
〃	〃　稲荷岡2235番地２	藤原　晴雄
〃	〃　真中1946番地	大和　義晴
〃	〃　真中2139番地	高橋　　毅
〃	〃　中島374番地	原　　吉郎
〃	〃　片桐203番地	瀧澤　佳春
監事	新発田市二ツ山536番地	海津　幸一

〃　　〃　稲荷岡2351番地　　坂野井　光正
〃　　〃　下中沢1113番地３　　神田　義勝
退任年月日　平成25年12月１日

◎新潟県告示第1452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区の定款の変更を平成25年12月10日認可した。

平成25年12月20日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第1453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営下倉地区区画整理・農業用用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月20日

新潟県魚沼地域振興局長

１　縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
２　縦覧に供する期間
平成25年12月24日から平成26年１月28日まで
３　縦覧に供する場所
魚沼市役所
４　その他
(1) この土地改良事業計画について不服があるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営吉井地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月20日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
２　縦覧に供する期間
平成25年12月24日から平成26年１月28日まで
３　縦覧に供する場所
柏崎市役所
４　その他
(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、阿賀町の一部を受益地域とする県営鹿瀬地区農業用用排水施設整備・農業用道路整備・農用地保全施設整備（中山間地域総合整備）事業計画を定めたの

で、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月20日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2　縦覧に供する期間

平成25年12月24日から平成26年１月28日まで

3　縦覧に供する場所

阿賀町役場

4　その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月20日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　水原亀田線

3　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
阿賀野市窪川原 269 番２から	新	8.0～17.2メートル	107.1メートル
同市窪川原485番１まで	旧	8.0～13.3メートル	111.2メートル

◎新潟県告示第1457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月20日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　坪野三仏生線

3　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
小千谷市大字千谷字下モ田甲 1620 番 35 から	新	8.8～15.6メートル	526.0メートル
同市大字千谷字中原甲1745番１まで	旧	5.0～20.3メートル	544.1メートル

◎新潟県告示第1458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月20日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　坪野三仏生線

２　供用開始の区間

小千谷市大字千谷字下モ田甲1620番35から同市大字千谷字中原甲1745番１まで

３　供用開始の期日　　平成25年12月20日

◎新潟県告示第1459号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と園路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、堤防と園路との兼用工作物の管理方法の協議成立（平成25年３月新潟県告示第405号）は廃止する。

平成25年12月20日

新潟県新潟地域振興局長

１　河川の名称

一級河川信濃川水系通船川

２　河川管理施設の名称又は種類

通船川左岸堤防

３　河川管理施設の位置

新潟市東区大形本町１丁目1807番５地先から新潟市東区大形本町１丁目1754番１地先まで

４　管理を行う者の名称及び住所

名称　公園管理者　新潟市長　篠田　昭

住所　新潟市中央区学校町通１番町602番地１

５　管理の内容

(1) 公園専用施設（園路の路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、園路の付属物その他専ら園路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（園路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 原則として公園専用施設に係る災害復旧

６　管理の期間

平成25年11月28日から園路の存続する日まで

７　縦覧場所

新潟県新潟地域振興局地域整備部

◎新潟県告示第1460号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年12月20日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
羽黒町(1)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒町(2)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒町(3)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

羽黒町(4)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒町(5)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒町(6)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒町(8)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南町１丁目地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
七湊川地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	土石流
山居山地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	地すべり
山居町(1)地区	村上市山居町１丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山居町(2)地区	村上市山居町２丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山居一の沢地区	村上市山居町１丁目、山居町２丁目	次の図のとおり	土石流
山居二の沢地区	村上市山居町２丁目	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
物出地区	糸魚川市大字物出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢谷川地区	糸魚川市大字物出	次の図のとおり	土石流
堂の前川地区	糸魚川市大字物出	次の図のとおり	土石流
物出地区	糸魚川市大字物出	次の図のとおり	地すべり
二反田川地区	糸魚川市大字中野	次の図のとおり	土石流
テング沢地区	糸魚川市大字中野	次の図のとおり	地すべり
宮平地区	糸魚川市大字宮平	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

３　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上正善寺後山地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上正善寺(5)地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上正善寺(1)地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上正善寺(2)地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上正善寺(3)地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上正善寺(4)地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上正善寺(1)地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	土石流
明光谷地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	土石流
上正善寺地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

4　佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
両尾２区－１地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両尾２区－２地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両尾(1)地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両尾１区地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両尾地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両尾川地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	土石流
平床下川地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	土石流
両尾地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1461号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第８条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年12月20日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

1　村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
羽黒町(1)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒町(2)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒町(3)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒町(4)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒町(5)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒町(6)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽黒町(8)地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南町１丁目地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山居町(1)地区	村上市山居町１丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山居町(2)地区	村上市山居町２丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
物出地区	糸魚川市大字物出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢谷川地区	糸魚川市大字物出	次の図のとおり	土石流
堂の前川地区	糸魚川市大字物出	次の図のとおり	土石流
二反田川地区	糸魚川市大字中野	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

３　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

上正善寺後山地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上正善寺(5)地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上正善寺(1)地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上正善寺(2)地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上正善寺(3)地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上正善寺(4)地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
明光谷地区	上越市大字上正善寺	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

4　佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
両尾２区－１地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両尾２区－２地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両尾(1)地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両尾１区地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両尾地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
両尾川地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	土石流
平床下川地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、超音波白内障手術装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年12月20日

新潟県立吉田病院長　田宮　洋一

1　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量
超音波白内障手術装置　　１式
(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
(3) 納入期限
平成26年３月28日（金）
(4) 納入場所
新潟県立吉田病院
(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
(5) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等
(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号　959－0242
新潟県燕市吉田大保町32番14号
新潟県立吉田病院経営課
電話番号　0256－92－5111　内線412
(2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。
(3) 応札仕様書の提出期限
平成25年12月27日（金）午後５時00分

４　入札、開札の日時及び場所
平成26年１月10日（金）午後３時00分
新潟県立吉田病院講堂

５　その他
(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金
免除する。
(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。
(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
(5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
(6) 契約書作成の要否　要
(7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第16号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月20日

新潟県公安委員会

委員長　小　林　　彰

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（生活安全企画課） **第12条**　生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(15)　(略) (16)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。 (17)～(22)　(略)	（生活安全企画課） **第12条**　生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(15)　(略) (16)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。 (17)～(22)　(略)

附　則

この規則は、平成26年１月３日から施行する。

新潟県公安委員会規則第17号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月20日

新潟県公安委員会

委員長　小　林　　彰

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（免許申請における提示書類） **第15条の２**　規則第17条第２項第５号の規定に基づき免許申請の際に提示しなければならない書類は、自衛官の身分証明書とする。 ２　(略)	（免許申請における提示書類） **第15条の２**　規則第17条第２項第４号の規定に基づき免許申請の際に提示しなければならない書類は、自衛官の身分証明書とする。 ２　(略)

附　則

この規則は、公布の日から施行する。